

事 務 連 絡

令和3年3月18日

事 業 主  
健 保 事 務 担 当 者 各 位

出版健康保険組合

当組合が定める各種届出様式等への事業主等押印の廃止について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険制度における届出についての押印の廃止については、「各種届出様式への事業主等押印の廃止について（令和3年2月8日付）」によりお知らせしているところですが、今般、当組合が定める各種届様式等につきましても、押印を廃止することとしたのでお知らせをします。

なお、別紙記載の届書等につきましては、引き続き押印を必要としていますのでご留意願います。

また、当面の間、現在使用している届書等を継続して使用いただきますので、㊦の表示がありましても押印は不要です（押印があっても差し支えございません）。

お問合せ先

業 務 部 適 用 課 03-3292-5005

給 付 課 03-3292-5006

審 査 課 03-3292-5007

健康管理センター

事務部健康管理課 03-3292-5091

大 阪 支 部 06-6944-4300

## 別紙

### 引き続き押印を必要とする届書等

- 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書の「市区町村長の証明印」
- 出産育児一時金（付加金）請求書の「市区町村長の証明印」
- 保険料口座振替依頼書（新規・変更）の「金融機関のお届け印」
- 保険給付費等請求書にかかる個人の委任状の「委任者、法定代理人の印」
- 「出版健康保険組合に対する請求と還付の振込先口座」申請書の「請求者の印」
- 開示請求手続きにおける被保険者（または遺族）と任意代理人の間で取り交す「委任状の押印」
- 第三者行為の求償における以下の書類の印
  - ・事故発生状況報告書の「報告者の印」
  - ・診療報酬明細書の写しおよび任意保険会社への照会に対する「念書兼同意書」の「被保険者、被扶養者の印」
  - ・交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書の「証明印」
  - ・誓約書の「加害者・連帯保証人の印」
- 治療用装具の療養費請求時の「医師の証明印」
- あはきの療養費請求時の「施術者の押印」、「医師の証明印」
- 一部負担還元金等領収書の「受領代理人指名印」
- 健康診断共同実施同意・承諾書の「事業主印」
- 施設利用料返還請求書兼領収書の印